

市民動物園会議認定動物園支援事業部会

第3回会議

日時：令和4年10月18日（火）15：00～17：00

場所：オンライン会議システム（Zoomミーティング）

事務局会場：円山動物園 動物園プラザ

次 第

- 1 開会
- 2 第2回会議の総括及び認定要件に対する意見集約結果について
 - （1）意見集約結果の「野生動物を主とした」について
 - （2）意見集約結果の「野生動物の繁殖による生息域外保全の取組」について
 - （3）意見集約結果の「動物福祉の向上」に係る認定要件について
 - （4）意見集約結果の各認定区分・項目における優れた取組の評価方法について
- 3 認定に係る制度内容について
- 4 助成その他必要な支援策について
- 5 閉会

【配布資料】

- | | |
|-----|--------------------|
| 資料1 | 第2回認定動物園支援事業部会のまとめ |
| 資料2 | 認定動物園制度素案（ver.2） |
| 資料3 | 認定区分・要件一覧表（ver.2） |

第 2 回認定動物園支援事業部会のまとめ

合意された事項（認定要件等の方向性）

- ①認定区分は、事務局案（資料 2、別表 1、別表 2）のとおり 3 区分で検討を進める。
- ②繁殖には遺伝的多様性を考慮した計画的なものであることを要件に含めて考える。
- ③生息域外保全の取組の要件については、種の保存法に基づく計画のみではないことがわかるよう表記内容を工夫する。
- ④A 認定動物園の動物福祉の設定は、事務局案（条例第 8 条に基づき動物福祉規程の策定・見直し、動物福祉評価の実施）でよい。

問題提起 ⇒ ※網掛け内は事務局で整理した方向性を記載しています。

- 「野生動物を主とした」をどう判断するか。定量的指標が設けられないとすれば、定性的な指標となり主観的なものになってくると思うが、それをどう要件設定するか。

⇒野生動物を中心に、種の保全、教育、調査研究に取り組むことを運営目的に挙げていることとし、定款や経営方針等の書面と展示写真・情報発信媒体等で確認

- 「繁殖による生息域外保全」の“繁殖”について、自分の動物園で生息域外保全を目的とした繁殖（交配、仔の出産）が 1 種以上なければ動物園には該当しない考えが示されたが、例えば繁殖対象種の近縁の種で繁殖研究を行うものも繁殖対象種の生息域内保全や域外保全に貢献できる取組もあるのではないか。“繁殖”の定義をもうちょっと広げて、何のための繁殖研究や配偶子保存なのかといった目的を見てはどうか。

⇒どこまでを含むことにするか個別具体の取組の精査はあるが、少なくとも繁殖の対象となる種の保全計画上必要とされる研究は、域外保全に含めるものとする。

- 「繁殖による生息域外保全」の対象となる種については、国内種・種の保存法指定の希少種に限らず、国際種、国外又は地域（札幌・北海道）のレッドリスト掲載種など幅広く対象にしてはどうか。また、その生息域外保全の取組は、生息域内保全との結びつきを見るべきではないか。

⇒種の保存法指定の種に限らず、国際種・地域のレッドリスト掲載種も含む。域外保全は、その種の域内保全の取組と関わりを持ったものであることを要件とする。

- 動物福祉の要件で、A と B 認定動物園とで差が大きいのではないか。B についてもある程度段階的に取組要件を入れてもよいのではないか。例えばある程度のガイドラインを持っていることなど判断基準があることを要件としてはどうか。

⇒今後委員の意見を踏まえ検討する。

- A 認定動物園については、条例第 2 章の取組をやっているところとすると、動物福祉のほか「活動情報の公表」の項目もあるため、これも要件として含めた表記が必要。

⇒要件として追加する。

- 要件設定していない分野（例：プラスチックごみ大量排出等）で推奨されないことをやっても認定されるのか

- 助成に関して、動物だけでなく、環境保全のための情報（地産地消、環境配慮素材の活用等）を発信する事業も対象にしてはどうか。

⇒今後委員の意見を踏まえ検討する。

札幌市動物園条例に基づく認定動物園制度（素案）ver.2

1 認定の位置付け

- ①認定は、一定のレベルを達したところを認定する。
- ②動物園が努力した分認められ、上を目指して階段を上って行ける仕組みとする。
- ③認定を受ける前（要件を満たさない施設）にも門戸を広げチャンスを提供していくとよい。
- ④保全、教育、調査研究、環境配慮等の各取組への努力（優れている面等）がわかるものとする。
- ⑤認定メリットを感じやすい（取り組みやすい）認定効果や支援内容とする。
- ⑥市民が、動物園水族館とはどんな施設なのか判断する一つの指標とする。

2 認定制度案の全体像（段階分け、要件）及び認定メリット

【要件、支援内容】

別表 1, 2 を参照。

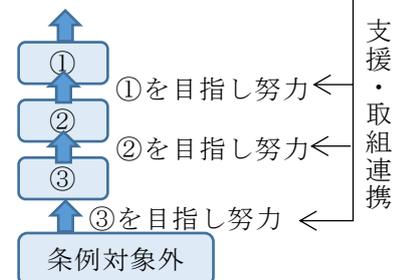
【段階分け】

- ①条例第 1 章、第 2 章に沿って取組を実践している動物園（仮称：A 認定動物園）
- ②条例第 2 条第 3 号（動物園の定義）に該当する動物園（仮称：B 認定動物園）
- ③条例第 2 条第 3 号に非該当（条例適用外施設）だが、条例に沿った取組を目指す施設（仮称：準認定動物園）

③の準認定動物園の認定メリットは、

- ・ 広報支援が受けられる。
- ・ 連携協議会の会議や研究発表会を傍聴することができ、取組の道筋を見つけるきっかけとなる。
- ・ 動物園の取組に役立つ情報の提供を受けられることができる。
- ・ 認定申請に必要な要件などの講習会、説明会を受けられることができる。

優れている分野を
定量的に認定する。



②のB 認定動物園の認定メリットは、

- ・ 連携協議会メンバーとなり取組連携が可能になること
- ・ 研修会に参加が可能になり、有益な情報収集や意見交換、技術指導を受けられる。
- ・ 助成金

①のA 認定動物園の認定メリットは、

- ・ 広報支援（上位の取組を公認）、施設の価値が高まる。
- ・ 助成金増額

※①～③の各認定において、どの分野にどの程度優れているかわかるような仕組みを入れる。

3 条例の適用対象となる「動物園（B認定動物園）」の定義の要件・基準の整理

○生物多様性の保全に寄与することを目的とする

以下を基準とする。

- ・運営事業者の定款、経営方針等に生物多様性の保全に寄与することが含まれていること

○野生動物を主とした飼育及び展示を行う

以下を基準とする。（参考資料1参照）

- ・不特定多数を対象に観覧することができる常設施設。
- ・年間100日以上営業（1日4時間以上営業、年間400時間以上を基本）
- ・飼育動物に、保全のための調査研究（飼育繁殖技術の確立含む）、生息域外保全、保全意識の醸成（保全教育）に係る野生動物が含まれており、その野生動物の飼育及び展示を重点においた運営を行っていること が、定款や経営方針等に明記されていること。

○野生動物の繁殖による生息域外保全の取組

以下を基準とする。

- ・1種以上、生息域外保全~~※1~~に取り組んでいること~~※2~~

~~※1（繁殖による）「生息域外保全」とは、将来生息域内の個体群維持のために、環境省の種の保存法に基づく保護増殖事業計画やその他これに類する計画のもと繁殖することを指す。計画を立案又は他者が作成した計画に参加し、それらに基づき取り組んでいることを指し、結果として繁殖に至らない場合でも取り組んでいるものとする。~~

~~※2「（野生動物の繁殖による）生息域外保全に取り組んでいること」とは、当該動物園で前記の「生息域外保全」の対象となる動物の繁殖に取り組んでいることを指す。（他園と共同で生息域外保全に取り組んでいる場合に、当該保全計画のもと他園館で繁殖個体のペアリングを行うにあたり、配偶子の保存、人工授精、保護増殖のために必要なリスク分散や余剰個体等の預かりなど、繁殖成功のために必要とする取組を自園で行うとしてもこれらの取組は含まないものとする。あくまで当該動物園として「繁殖機能」を持っていることを要件とする。）~~

【「生息域外保全」について】

- ・域内保全を補完する取組（域外保全が必要な種）として位置付けていること
- ・遺伝的な接近がないかを判断することができる種においては血統登録のうえ繁殖計画を立てていること
- 判断基準—
- ・実現のための具体的条件やロードマップが含まれた計画が存在すること

【「繁殖」について】

- ・保全対象種の共同研究や共同的な取組の計画を有していること
- 基準—

- ・老齢個体や余剰個体を引き取ることにより、他園での繁殖の推進に寄与すること
- ・野生復帰不可能な傷病個体を繁殖個体に用いる場合の一次救護を担当すること
- ・生息域外保全のための繁殖の調査研究であること
- ・配偶子バンク（精子や卵子の回収・保存）を主体的に運用すること

－除外するもの－

- ・何らかのオーソライズされた保全計画に参加せず、同一の種を繁殖すること
- ・他所（配偶子バンク等）に配偶子を提供しているだけで、収集管理やデータ管理等の繁殖に向けた検討を主体的に行わない取組

【生息域外保全の「対象種」について】

生息域外保全を必要と考える（計画策定する）ことができる種であれば、希少種、普通種、国内・国外の種を問わず対象とする。

－判断基準－

- ・対象種の生息域内保全との関わりがわかり、域外保全の必要性が明文化された計画であり、複数の主体または外部が策定して公開されている計画
- ・自治体が作成する地域の環境保全計画などでも、具体的に種名があげられ動物園がその保全の分担者となっていることがオーソライズされているもの。
- ・飼育下個体群維持管理のための計画については、WAZA の GSMPs と同等の計画に主体的に参加しているものを対象。

○野生動物の保全に関連する調査・研究を行う

以下を基準とする。

- ・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察、参考文献等の収集・整理・分析・考察等の情報収集と新たな知見の創出などを行っていること

○野生動物の保全に関連する教育活動を行う

以下を基準とする。

- ・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供していること、~~人の生活における行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プログラム（教材、個別指導等も含む）を実施していること~~
- ・~~野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っていること~~ （削除部分は A 認定動物園の要件へ）

○動物福祉向上の取組

- ・定義規定には「動物福祉」に関する要件はないが、認定に当たっては、法令に違反又は疑義が生じるような動物の取扱いをする施設は対象外とすべきと考えられる。そのため、以下のことを満たしていることを要件とする。
- ・動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1 年以内に同法に基づく動物福祉上の指

導、改善勧告等を受けていないこと。ただし、指導については、改善措置を講じ、各基準を遵守していると認められる場合はこの限りではない。

- ・ 動物福祉への配慮の視点を取り入れた飼育管理上のガイドラインに沿って飼育・診療していること

○その他

以下を基準とする。

- ・ 札幌市の環境保全施策への継続的な参加協力を1つ以上行っていること
札幌市の動物園の取組を通じた生物多様性の保全を推進する条例であることも踏まえ、札幌市が実施する環境保全施策への参加協力などを評価することにより、動物園の社会的役割への認識を広げ、必要な連携を強化する仕組みとする。
なお、「継続的な」は、期限のない取組又は2つ以上の取組期間が連続して5年(認定期間)以上となることを基準とする。
- ・ 営業に係る関係法令の遵守。
動物園を運営する（野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらう）ために必要不可欠な許認可や届け出が適正に行われていること。

4 A認定動物園の認定要件（B認定動物園の要件の上乗せ部分）について

○野生動物を主とした飼育及び展示を行う（第7条第1項第1号動物の収集に関すること、同条第3号野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること）

- ・ 全ての飼育動物（動物種）について、飼育・展示目的を整理していること
- ・ 保全のための収集計画を立てている。
- ・ 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること

○野生動物の繁殖による生息域外保全の取組（第7条第1項第5号生息域外保全のための累代飼育に関すること）

- ・ 域外保全のための累代飼育に取り組んでいること

○野生動物の保全に関連する調査・研究を行う

- ・ 学会・研究会に参加し研究成果を発表していること。

○野生動物の保全に関連する教育活動を行う（第7条第1項第4号野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関すること）

- ・ 日常生活における保全のための行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プログラム（教材、個別指導等も含む）
- ・ 野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っていること

○関係機関との情報交換

- ・ 日常的な情報交換システムへ参加している又は定期的な関係機関・団体の情報交換会議等に参加していること。

○生息域内保全に関する取組

・生息域内保全への関与があること（生息域外保全の対象種以外の活動も含む）

○動物福祉向上の取組

・動物福祉規程策定（評価の実施、安楽殺の判断基準や実施手順を含む内容）

・動物福祉規程の定期的な見直し

○活動情報の公表の取組

・インターネット（HP，SNS等）上に誰もが閲覧できる情報として保全活動、良好な動物福祉の確保の取組を公表していること

4-5 認定受付、提出方法、認定期間

随時受付。申請書および添付書類を電子メールで提出。

5年間有効（認定日から5年後の属する年度末まで）

認定区分を変えたい場合は、直近の認定日から1年（or2年）経過後から可能。認定区分を変える申請により認定された場合は、その認定から5年間有効。

5-6 報告義務

活動報告書。所定の報告事項※について書類提出。

※報告事項は要検討

6-7 更新方法

認定期限の切れる3か月前から1か月前までに所定の更新申請書を、必要書類を添えて提出。認定区分を既に認定されている区分から変更する場合は、新規申請として扱う。書類及び実地調査による審査。

7-8 認定の取消し

認定後、申請時に認定要件を満たしていなかったことが判明した場合又は認定要件を満たさなくなったことが判明した場合は、指定した日までに要件を満たすよう勧告を行う。

指定した日までに要件を満たした場合は認定を継続する。要件を満たすことができなかった場合は、認定を取り消す。

9 制度名（愛称・呼称）・認定区分名

（要検討）

8-10 助成制度

(1) 申請時期、方法

毎年度3月1日～20日（令和5年度は7月以降）
申請書および添付書類を電子メールで提出。

(2) 助成申請対象者（＝助成金交付先）

認定動物園の認定を受けた動物園。

助成申請日及び助成決定日までの間に、認定要件を満たしているかどうか疑義が生じていない動物園。

(3) 助成対象事業

以下を目的とした事業で、かつ申請時に実施していないものを対象とする。ただし、申請する事業のうち、申請時に既に実施しているものについては、助成対象とはしないが、実施事業に含まれていることは可能。

①野生動物の保全に関する調査・研究

②野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示

③野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動

④生息域外保全のための累代飼育に関するもの（飼育繁殖技術の確立のための技術向上や繁殖に必要な個体導入費用等）

⑤生息域内保全に関するもの（生息地調査も含む）

（⑥動物福祉向上に関するもの）

(4) 助成対象経費

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他

(5) 助成金額上限（開始当初）

「A認定動物園」 100万円／1事業

（次の段階では、200万円／1事業。2事業までとするなど）

「B認定動物園」 50万円／1事業

（次の段階では、100万円／1事業。50万円／1事業で2事業までとするなど）

(6) 助成率

100%

(7) 助成金の交付時期等

助成決定後、請求に基づき開始当初に概算払で交付し、年度末までの助成事業完了後に精算をする。

(8) 助成対象事業の変更届

助成申請者は、事業内容の変更が生じ、交付決定額に明らかな変更が生じた場合は変更届を提出する。（市は変更の審査、決定通知を行う。）

(9) 助成金交付決定の取消し

以下の場合には助成交付決定を取り消す。

・申請内容が虚偽である場合

・助成申請者が、認定動物園の取消しを受けた場合 _____

9-11 その他支援策について

(1) 広報

条例第 10 条第 3 項に基づき、認定動物園の当該保全活動の広報に努める。

【具体的取組例】

- ・札幌市（円山動物園）公式ホームページ・SNS で認定動物園の紹介ページ掲載
- ・HP や活動情報（将来的に動画撮影し、youtube 配信も想定）を SNS で投稿。
- ・札幌市（円山動物園）発行の紙面等に紹介情報を掲載
- ・円山動物園内での紹介掲示板設置。
- ・各種イベント・事業等で口頭又はパネル等で紹介。

(2) (仮称) 保全連携推進協議会

条例第 4 条(市の責務)に基づく施策の一つであり、条例第 10 条第 3 項（認定動物園への支援）の「その他の必要な支援」の一つとして、各認定動物園、円山動物園及び札幌市環境局の関係部署その他関係機関により構成する会議体を設置する。

札幌市全体の環境保全施策とつながりを持ちながら、生物多様性や環境の保全について認定動物園や円山動物園ができることを情報交換し、協働して取り組める事業を企画立案する。

また、それらの取組や各認定動物園での飼育繁殖技術の向上などを支援するため、この協議会の取組の一環として、専門家を招聘し技術指導や専門知識の提供を行う合同研修会・講習会を実施する。

さらに、認定動物園及び円山動物園において行った調査研究成果の合同発表会など、より具体的な技術の共有の場を創出する。

(3) 情報提供、助言

条例第 10 条第 3 項に基づき、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言を行う。

【具体的取組 (想定)】

- ・メーリングリスト又は SNS 等を活用した情報配信及び情報交換のネットワークを構築し、随時情報交換を行う。また、札幌市において集積した知見や最新情報の提供を定期及び臨時で行う。
- ・認定動物園から札幌市（円山動物園）に対し必要な助言を求められた場合、札幌市はその内容について保有する情報をもとに適切な助言を行うとともに、保有のない分野については一定の調査を行ったうえで、現状で把握できる情報をもとに助言を行う。

(4) その他

現時点では想定されていないが、上記以外に、支援となるものがあれば検討する。

認定要件イメージ

	生物多様性保全への寄与目的	野生動物を主とした飼育及び展示	繁殖による生息域外保全	調査研究	教育活動	動物福祉向上	域内保全その他の取組
(仮) A 認定動物園 条例第1章、第2章に沿った取り組みを实践する動物園	運営事業者の定款、経営方針等に生物多様性の保全に寄与することが含まれていること	B 認定動物園の要件に加え ・全ての飼育動物（動物種）について、飼育・展示目的を整理していること（動物収集計画） ・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること	B 認定動物園の要件に加え ・域外保全のための累代飼育に取り組んでいること	B 認定動物園に加え、 ・学会・研究会に参加し研究成果を発表していること。	B 認定動物園に加え、 ・日常生活における保全のための行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プログラム（教材、個別指導等も含む） ・野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っていること	B 認定動物園の要件に加え、 ・動物福祉規程策定（評価の実施、安楽殺の判断基準や実施手順を含む内容） ・動物福祉規程の定期的な見直し	B 認定動物園の要件に加え ・域内保全への関与があること ・活動情報を公表していること
(仮) B 認定動物園 条例第2条第3号の定義を満たす動物園		【展示】 ・不特定多数を対象に観覧することができる常設施設。 ・年間100日以上営業（1日4時間以上営業、年間400時間以上を基本） 一時的な非公開対応を除き常時不特定多数の人が観覧することができる。 ・飼育動物の目的が展示であること（販売・単なる貸し出し等ではない） ・飼育動物には、保全のための調査研究（飼育繁殖技術の確立含む）、生息域外保全、保全意識の醸成（保全教育）を目的とした野生動物がいて、それらの野生動物の飼育及び展示を重点においた運営を行っていること。	1種以上生息域外保全に取り組んでいること	・情報収集と新たな知見の創出などを行っていること （動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察、参考文献等の収集・整理・分析・考察等）	・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供	準認定動物園の要件に加え、 動物福祉に配慮した飼育管理に関するガイドラインに沿って飼育や診療を行っていること。	・札幌市の環境保全施策への参加・協力があること ・野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な許認可や届け出が法令遵守で適正に行われていること。
(仮) 準認定動物園 条例第2条第3号の定義を満たすまであと一步の施設（条例対象外施設）		B 認定動物園の各要件のいずれか2つを満たしていること。				・動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1年以内に同法に基づく動物福祉上の指導、改善勧告等を受けていないこと。ただし、指導については、改善措置を講じ、各基準を遵守していると認められる場合はこの限りではない。 ・動物福祉に配慮した飼育管理に関するガイドラインを作成又は準用する意思があること	

認定のあり方

上表の要件を満たした施設を3つの区分で認定し、それぞれの項目で優れた取組については、予め要件を設定しチェック個数でレベル付けするのではなく、施設側から実施事項を宣言していただく方法かどうか。宣言内容の妥当性は、書類又は実地による審査で判定

宣言項目例

- ランドスケープ・イメージを取り入れた展示デザインがある
- 見るだけでなく、体験学習型の展示デザインを取り入れている

宣言項目例

- 札幌市のレッドリスト掲載種の生息域外保全に取り組んでいる。
- 北海道のレッドリスト掲載種の生息域外保全に取り組んでいる
- 環境省の保護増殖事業

宣言項目例

- 他の研究機関との共同研究がある
- 職員に研究会等に参加する機会を提供している
- 学術論文を発表している
- 研究専門の職員が在籍している（または研究のための部局をもっている）

宣言項目例

- なぜ動物を飼育しているかを来園者に伝えている。
- 動物園の使命や地域における位置づけを発信している。
- 野生個体群に対する人的影響の低減につながる環境配慮行動への理解を促す教育プログラムを実施
- 共に活動できる市民を増やそうとしている。

宣言項目例

- 5つの自由について配慮されていることを説明できる
- 定期的なモニタリング実施の計画がある
- 定期的なモニタリングを実施している

宣言項目例

- 生息域内保全の活動家・活動団体等と協力関係がある
- 施設周辺又は札幌市内の在来種の自然生息地の保護や保全を実施している